

会 議 録

会議の名称	令和5年度 第3回 飯塚市高齢社会対策推進協議会
開催日時	令和5年11月1日 14:00～15:15
開催場所	飯塚市役所 4階入札室
出席委員	西園会長、谷副会長、澁田委員、丸林委員、原田委員、山根委員、上田委員、重岡委員、坂口委員、井本委員、靱井委員、上野委員、野見山委員、樋口委員、小菅委員、木山委員、高須賀委員、森下委員
欠席委員	齊藤委員
会議概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 議題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 指定地域密着型サービス事業所の指定について【新規】 (2) 指定地域密着型サービス事業所の指定について【更新】 (3) 指定居宅介護支援事業所の指定について【更新】 3 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 介護予防・日常生活支援総合事業第一号指定事業所の指定について【新規】 (2) 介護予防・日常生活支援総合事業第一号指定事業所の指定について【更新】 (3) 介護予防・日常生活支援総合事業第一号指定事業所の指定について【休止】 (4) 介護予防・日常生活支援総合事業第一号指定事業所の指定について【廃止】 (5) 第3～5回高齢社会対策推進協議会専門委員会の協議内容について 4 その他 <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和5年度第6回専門委員会の開催について (2) 令和5年度第4回協議会の開催について 5 閉会
会議資料	<p>資料1</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 指定地域密着型サービス事業所の指定について【新規】 (2) 指定地域密着型サービス事業所の指定について【更新】 (3) 指定居宅介護支援事業所の指定について【更新】 <p>資料2-1・2-2</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 介護予防・日常生活支援総合事業第一号指定事業所の指定について【新規】 (2) 介護予防・日常生活支援総合事業第一号指定事業所の指定について【更新】 (3) 介護予防・日常生活支援総合事業第一号指定事業所の指定について【休止】 (4) 介護予防・日常生活支援総合事業第一号指定事業所の指定について【廃止】 <p>資料1 飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画【令和6年度～8年度】(案)</p> <p>資料2 第9期介護保険事業計画における施設整備方針について (案)</p> <p>別紙 第3～5回高齢社会対策推進協議会専門委員会質問回答一覧表</p>

会 議 録

<p>公開・非公開 の別</p>	<p>① 公開 2 一部公開 3 非公開 (傍聴者 0 人)</p>
<p>その他（非公開理由等）</p>	
<p>会議内容</p>	<p>① 議題1：指定地域密着型サービス事業所の指定について【新規】 指定申請書に基づく「指定地域密着型通所介護」の1事業所について指定を承認。(別紙資料1)</p> <p>② 議題2：指定地域密着型サービス事業所の指定について【更新】 指定更新申請書に基づく「指定地域密着型介護老人福祉施設入所生活介護」の1事業所について更新を承認。(別紙資料1)</p> <p>③ 議題3：指定居宅介護支援事業所の指定について【更新】 指定更新申請書に基づく「居宅介護支援」の2事業所について更新を承認。(別紙資料1)</p> <p>④ 報告事項1：介護予防・日常生活支援総合事業第一号指定事業所の指定について【新規】 指定申請書に基づく「第一号通所事業所（通所サービス現行相当）」の1事業所について、別紙資料2-2のとおり指定の専決承認を得ている旨を報告。(別紙資料2-1・2-2)</p> <p>⑤ 報告事項2：介護予防・日常生活支援総合事業第一号指定事業所の指定について【更新】 指定申請書に基づく「第一号通所事業所（通所サービス現行相当）」の1事業所について、別紙資料2-2のとおり更新の専決承認を得ている旨を報告。(別紙資料2-1・2-2)</p> <p>⑥ 報告事項3：介護予防・日常生活支援総合事業第一号指定事業所の指定について【休止】 指定申請書に基づく「第一号訪問事業所（訪問サービス現行相当・訪問型サービスA1・A2）」の1事業所について、別紙資料2-2のとおり休止の専決承認を得ている旨を報告。(別紙資料2-1・2-2)</p>

会 議 録

⑦ 報告事項4：介護予防・日常生活支援総合事業第一号指定事業所の指定について
【廃止】

指定申請書に基づく「第一号訪問事業所（訪問サービス現行相当・訪問型サービスA1・A2）」の1事業所について、別紙資料2-2のとおり廃止の専決承認を得ている旨を報告。（別紙資料2-1・2-2）

⑧ 報告事項5：第3～5回高齢社会対策推進協議会専門委員会の協議内容について
飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画【令和6年度～8年度】（案）
及び第9期介護保険事業計画における施設整備方針について（案）をもとに第3～5回専門委員会の協議内容について報告。

また、飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画【令和6年度～8年度】（案）を整理し、次回の協議会及び専門委員会でお諮りした後、12月に市民意見募集を行う予定としているほか、周知及び意見書提出方法について報告。

A委員：49ページで「徘徊」という言葉が使われており、現在、行政機関では「徘徊」という言葉を言い換えて使用していると思うが、飯塚市はどのよう
にお考えか（「一人歩き」等の表現あり）。

事務局：「徘徊」の表現については、確認して修正が必要であれば修正を行う。

B委員：オレンジカフェ（認知症カフェ）とは具体的にどのようなものなのか。

事務局：認知症の方とそのご家族がいつでも寄り添い、集まって様々な話ができるような環境をつくるという目的で、市内に11か所のオレンジカフェ（認知症カフェ）が設置されている。オレンジカフェ（認知症カフェ）に市も補助をしているところである。

B委員：施設の内部に設置されているのか。

事務局：主に事業所の中に設置しているところが多い。月に1回程度開いている。

B委員：常時ではなく、月に1回程度開いているのか。

事務局：月1回のところが多いと思われる。

C委員：66から67ページの地域包括ケアシステムの強化に向けた取組の③権利擁護業務について、包括支援センターの業務として、成年後見制度の利用促進ということが一切触れられていないが、理由はあるか。

事務局：検討したうえで、次回、ご提示させていただきたい。

D委員：59ページ（2）地域密着型サービスの①基盤整備の方針の「令和8年度に1事業2ユニット18人の整備に向けて取り組む」との記載について、現在、

会 議 録

1ユニットでも介護職員が足りないという状況の中で2ユニットを推進するというのはどういうことか。以前、休止した事業所についても職員不足という理由であり、そのような中で2ユニット推進しなくてはならないのか。

事務局：グループホームを運営するうえで基準があり、人員基準は、利用者3人に対して職員が1人という基準である。委員よりご意見をいただいた内容としては、その基準を満たすために従業員の人材確保が間に合わないということと思われる。人材確保については、重要な問題として受け止めており、県が主導で行っているところではあるが、市も併せて力を入れていきたいと思っているところである。しかし、現在、飯塚地区にグループホームが1つもなく、地域密着型サービスや地域包括ケアを充実させるため、はじめに全地域にグループホームを整備したいという意向で施設整備（案）をあげているところである。人材育成も併せて考えていかなければ困難だというご意見は真摯に受け止めていきたいと思う。

また、休止している事業所について、当該グループホームで勤務されていた職員は、現在、他の事業所で勤務していると伺っている。現在、休止中ではあるが、再開する予定であるということも伺っており、廃止でないため、定員数については変更なしということで記載していない。

E委員：59ページ（2）地域密着型サービスの①基盤整備の方針の「オレンジカフェ（認知症カフェ）の設置や地域の交流拠点の併設等を推進します」の記載について、「併設」とは別に部屋やホールを設けるということなのか。オレンジカフェ（認知症カフェ）とは違うやり方ということなのか。

事務局：オレンジカフェ（認知症カフェ）について、地域密着型サービスとして、地域の方を交流拠点として様々な行事を行っている。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、行事が実施できていなかったと思われ、今後は、交流拠点の位置づけとして、地域と交流していただきたいということから記載している。そのため、部屋を設けるなどという意味ではない。施設を地域の交流拠点としていただきたいという意図である。

E委員：地域の方と交えて様々な行事をどこのオレンジカフェ（認知症カフェ）でも実施している。「併設」という意味を「それ以上に」という意味で理解していた。報告では、新規のところは特に併設を求めているとのことであったかと思うが。

事務局：新設のグループホームについては、オレンジカフェ（認知症カフェ）や交流拠点としての役割を付すことを条件に新設を行うということで、募集を行いたい考えである。既存のところは、なるべく実施していただき

会 議 録

たいという表現の記載で、新しく1事業所2ユニットを公募する際は、義務としてオレンジカフェ（認知症カフェ）を併設していただくということから、このような記載をしている。

E委員：オレンジカフェ（認知症カフェ）は現在、何施設の開設があるか。

事務局：11か所である。

F委員：ユニットとは何か。

事務局：グループホーム等ではユニットごとに生活を行うということで、家庭的な雰囲気を保っていただくということから、キッチンで利用者の方も調理ができるような単位が1ユニットとなります。ユニットは人数が決まっており、1ユニット9人となっている。

⑨ その他：令和5年度第6回専門委員会及び第4回協議会の開催について

- ・第6回飯塚市高齢社会対策推進協議会専門委員会

日時：令和5年11月22日(水)14時から

場所：飯塚市役所4階入札室

- ・第4回飯塚市高齢社会対策推進協議会

日時：令和5年11月29日(水)14時から

場所：飯塚市役所5階研修室2・3